

議案第 5 1 号

市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部改正について

市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定め
る条例（平成 2 4 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改
める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。